神戸市公報

発行所　神戸市中央区加納町６丁目５番１号
神戸市役所

編集兼印刷発行人　神戸市長

＜臨時特別号＞

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例	地域協働局区役所課	1
条例	神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	行財政局給与課	4
条例	神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	福祉局監査指導部	13
条例	神戸市立児童センター条例の一部を改正する条例	こども家庭局こども青少年課	17
条例	神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例	建築住宅局政策課	18
条例	神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局	23

令和７年９月８日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市立児童センター条例の一部を改正する条例

神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

令和７年９月11日

神戸市長　久元喜造

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第13号

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第5条　東灘区役所、北区役所、北神区役所、垂水区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>東灘区役所六甲アイランド出張所</td><td>神戸市東灘区向洋町中2丁目22番地</td><td>向洋町中1―9丁目、向洋町西1―6丁目、向洋町東1―4丁目</td></tr></table></td><td>第5条　北区役所、北神区役所、垂水区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>北区役所山田出張所</td><td>神戸市北区松が枝町2丁目1番地の4</td><td>青葉台、大池見山台、柏尾台、幸陽町1―3丁目、谷上西町、谷上東町、谷上南町、西大池1―2丁目、花山台、花山</td></tr></table></td></tr>
</table>

		中尾台１―３丁目、花山東町、松が枝町１―３丁目、山田町上谷上、山田町坂本、山田町下谷上（猪ころび、今草、今草口、今草辻、馬背、梅木谷（43番地及び46番地の北筆界以南）、奥萩原、上鷺谷、上の勝、上筑紫谷、上入道ケ谷、鴨谷、けかち谷、五池谷、小屋ノ谷、下鷺谷、下入道ケ谷、下の勝、菖蒲谷、大正坊、田代、筑紫谷、辻の谷、中一里山、中島、中谷、西小倉、西丸山、萩原、東小倉、福田谷、水の出谷、門口、横谷を除く。）、山田町衝原、山田町中、山田町西下、山田町原野（芦見、石仏谷、大原山、奥谷、数ノ奥山、笹小谷、笹原
北区役所山田出張所	神戸市北区松が枝町２丁目１番地の４	青葉台、大池見山台、柏尾台、幸陽町１―３丁目、谷上西町、谷上東町、谷上南町、西大池１―２丁目、花山台、花山中尾台１―３丁目、花山東町、松が枝町１―３丁目、山田町上谷上、山田町坂本、山田町下谷上（猪ころび、今草、今草口、今草辻、馬背、梅木谷（43番地及び46番地の北筆界以南）、奥萩原、上鷺谷、上の勝、上筑紫谷、上入道ケ谷、鴨谷、けかち谷、五池谷、小屋ノ谷、下鷺谷、下入道ケ谷、下の勝、菖蒲谷、大正坊、田代、筑紫谷、辻の谷、中一里山、中島、中谷、西小倉、西丸山、萩原、東小倉、福田谷、水の出谷、門口、横谷

		を除く。）、山田町衝原、山田町中、山田町西下、山田町原野（芦見、石仏谷、大原山、奥谷、数ノ奥山、笹小谷、笹原ノ尾、太右ヱ門山、東笹原、福田ケ辻を除く。）、山田町東下、山田町福地、山田町与左衛門新田
［略］	［略］	［略］

		ノ尾、太右ヱ門山、東笹原、福田ケ辻を除く。）、山田町東下、山田町福地、山田町与左衛門新田
［略］	［略］	［略］

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第14号

神戸市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第15条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　［略］ (2) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員	（部分休業をすることができない職員） 第15条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　［略］ (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員

（第１号部分休業の承認）	（部分休業の承認）
第16条　育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。	第16条　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。
２　育児時間又は神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年12月条例第31号）第13条の２第１項に規定する介護時間（非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、人事委員会規則で定める介護時間。次項において単に「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対	２　育児時間又は神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年12月条例第31号）第13条の２第１項に規定する介護時間（非常勤職員にあっては、人事委員会規則で定める介護時間。次項において単に「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	
３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内（育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えず、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内（育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えず、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。
（第２号部分休業の承認） 第16条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。	

(1)　1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 (2)　第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間） 第16条の3　育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 （育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第16条の4　育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分 (2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に	

10を乗じて得た時間 （育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情） 第16条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	
（部分休業の承認の取消事由） 第17条　育児休業法第19条第６項において準用する同法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	（部分休業の承認の取消事由） 第17条　第５条の規定は、部分休業について準用する。

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第２条　神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第12条　職員（会計年度任用職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）が勤務しないとき（次項に規定するときを除く。）は、勤務時間条例第８条第１項に規定する職員の休日（以下単に「休日」という。）である場合、休暇（勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の２に規定する介護時間並びに人事委員会規則で定める特別休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号）第16条に規定する第１号部分休業及び同条例第16条の２に規定する第２号部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額	（給与の減額） 第12条　職員（会計年度任用職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）が勤務しないとき（次項に規定するときを除く。）は、勤務時間条例第８条第１項に規定する職員の休日（以下単に「休日」という。）である場合、休暇（勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の２に規定する介護時間並びに人事委員会規則で定める特別休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号）第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

を減額して給与を支給する。	
２～４　［略］	２～４　［略］

（市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年３月条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の減額） 第13条　職員が勤務しないときは、第８条に規定する休日である場合、休暇（介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。以下同じ。）及び介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管	（給与の減額） 第13条　職員が勤務しないときは、第８条に規定する休日である場合、休暇（介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。以下同じ。）及び介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管

理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。以下同じ。）並びに管理者が定める特別休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認（部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）の承認、地方公務員法第26条の３第１項の高齢者部分休業に相当する休業の承認、介護休暇の承認及び介護時間の承認を除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。以下同じ。）を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認（部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認、地方公務員法第26条の３第１項の高齢者部分休業に相当する休業の承認、介護休暇の承認及び介護時間の承認を除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第４条　神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年12月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置） 第15条の２　任命権者は、職員の仕事と育児及び介護との両立を支援するため、人事委員会規則の定めるところにより、仕事と育児及び介護との両立支援制度の利用に関する措置を講じなければならない。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日から令和８年３月31日までの間における第１条の規定による改正後の神戸市職員の育児休業等に関する条例第16条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第15号

神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理者に関する基準） 第４条　基準省令第６条（基準省令第７条、第43条の４及び第128条において準用する場合を含む。）、第51条（基準省令第80条、第93条の５、第116条、第125条の４、第157条、第162条の５、第167条、第171条の４、第173条の４、第177条、第187条、第199条、第206条の４及び第206条の15において準用する場合を含む。）及び第209条（基準省令第213条の５及び第213条の15において準用する場合を含む。）の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。	（管理者に関する基準） 第４条　基準省令第６条（基準省令第７条、第43条の４及び第128条において準用する場合を含む。）、第51条（基準省令第80条、第93条の５、第116条、第125条の４、第157条、第162条の５、第167条、第171条の４、第177条、第187条、第199条、第206条の４及び第206条の15において準用する場合を含む。）及び第209条（基準省令第213条の５及び第213条の15において準用する場合を含む。）の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。
（内容及び手続の説明及び同意） 第７条　前条の規定に基づき基準省令第９条第１項（基準省令第43条第１項及び第２項、第43条の４、第76条、第93条、第93条の５、第125条、第125条の４、第136条、第162条、第162条の５、第171条、第171条の４、第173条の９、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。）及び第213条の17第１項の規定を適用する場合においては、基準省令第９条第１項及び第213	（内容及び手続の説明及び同意） 第７条　前条の規定に基づき基準省令第９条第１項（基準省令第43条第１項及び第２項、第43条の４、第76条、第93条、第93条の５、第125条、第125条の４、第136条、第162条、第162条の５、第171条、第171条の４、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。）及び第213条の17第１項の規定を適用する場合においては、基準省令第９条第１項及び第213条の17第１項

条の17第１項中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）」とする。	中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）」とする。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第２条　神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理者の資格要件） 第３条　基準省令第６条、第35条（基準省令第55条、第61条、第61条の８及び第70条において準用する場合を含む。）及び第72条（基準省令第88条において準用する場合を含む。）に規定する管理者は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴	（管理者の資格要件） 第３条　基準省令第６条、第35条（基準省令第55条、第61条及び第70条において準用する場合を含む。）及び第72条（基準省令第88条において準用する場合を含む。）に規定する管理者は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と

力団員」という。第11条において同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）であってはならない。	いう。第11条において同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。）であってはならない。

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

神戸市立児童センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第16号

神戸市立児童センター条例の一部を改正する条例

神戸市立児童センター条例（令和４年３月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第９条関係） (1)、(2) ［略］ (3) 駐車場の使用料 １台30分につき250円の範囲内において規則で定める額。この場合において、30分未満の端数が生じたときは、30分として計算する。	別表（第９条関係） (1)、(2) ［略］ (3) 駐車場の使用料 １台20分につき100円の範囲内において規則で定める額。この場合において、20分未満の端数が生じたときは、20分として計算する。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第17号

神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例

目次

第１章　総則（第１条－第10条）
第２章　マンション管理適正化推進計画（第11条）
第３章　マンションの管理状況等の届出、調査等（第12条－第17条）
第４章　雑則（第18条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、マンションの管理の適正化に関し、市等の責務を明らかにするとともに、マンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずること等により、良好な居住環境の形成を図り、もって市民生活の安定及び向上並びに市街地の環境の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（市の責務）

第３条　市は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、マンションの管理状況等の把握に努めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する情報及び資料の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、前項の施策の実施に当たっては、関係団体との連携を図り、及び必要な協力を求めるものとする。

（管理組合の責務）

第４条　管理組合は、マンションを適正に管理するよう自ら努めるとともに、市が講ずるマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

（マンションの区分所有者等の責務）

第５条　マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関し、管理組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。

（管理者等の責務）

第６条　管理組合の管理者等は、マンションの適正な管理を誠実に行うよう努めるとともに、市が講ずるマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

（マンション管理業者の責務）

第７条　マンション管理業者は、管理組合から委託を受けた管理事務を誠実に行わなければならない。

２　マンション管理業者は、専門的な知識に基づき、前項の管理組合に対し、マンションの管理に関する事項について必要な助言その他の援助を適切に行うよう努めなければならない。

（マンション管理士の責務）

第８条　マンション管理士は、マンションの管理に関し、管理組合の管理者等、マンションの区分所有者等その他のマンションの管理に関わる者の相談に応じるときは、専門的な知識に基づき、助言その他の援助を適切に行うよう努めなければならない。

（宅地建物取引業者の責務）

第９条　宅地建物取引業者は、マンションの区分所有権等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第２条第１項に規定する区分所有権及び同条第６項に規定する敷地利用権をいう。以下この条において同じ。）の売買若しくは交換をするとき又は区分所有権等の売買若しくは交換の代理若しくは媒介をするときは、当該区分所有権等を取得することとなる者に対し、当該マンションの管理状況に関する情報を提供し、将来における当該マンションの管理に関する理解の増進に努めなければならない。

（新たにマンションの分譲をしようとする者の責務）

第10条　宅地建物取引業者であって、新たにマンションの分譲（委託を受けて行う分譲を含む。）をしようとする者（以下「マンション分譲事業者」という。）は、分譲後のマンションの適正な管理に資するため、当該マンションに係る維持及び修繕に関する計画案の策定並びにマンションの区分所有者等のマンションの管理に関する理解の増進に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　マンション管理適正化推進計画

（マンション管理適正化推進計画の策定等）

第11条　市長は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、法第３条の２第１項に規定するマンション管理適正化推進計画として、神戸市マンション管理適正化推進計画を策定することができる。

２　市長は、神戸市マンション管理適正化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

第３章　マンションの管理状況等の届出、調査等

（管理組合の管理者等による届出）

第12条　居住の用に供する独立部分が６以上であるマンション（以下「要届出マンション」という。）の管理組合の管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該管理組合。以下同じ。）は、マンションの管理を開始したときは、規則で定めるところにより、当該管理者等の氏名及び連絡先（管理者等が置かれていないときは、当該管理組合の名称及び連絡先。）その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、すでに本項の規定による届出がなされた要届出マンションについては、この限りでない。

２　前項の規定による届出がなされた要届出マンションについて規則で定める事項に変更があったときは、当該要届出マンションの管理組合の管理者等は、当該変更があった事項を市長に届け出なければならない。

３　要届出マンションの管理組合の管理者等は、規則で定めるところにより定期に、マンションの適正な管理の実施状況を把握するために必要な事項として規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

（マンション分譲事業者による届出）

第13条　要届出マンションのマンション分譲事業者は、規則で定めるところにより、分譲時に提案を予定しているマンションの管理に係る事項のうち、規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

２　前項の届出には、分譲時に提案を予定している長期修繕計画（マンションの修繕に関する長期の計画をいう。）その他規則で定める書類を、必要に応じ添付するものとする。

３　要届出マンションのマンション分譲事業者のうち規則で定める者は、第１項の規定による届出について、規則で定める事項に変更があったときは、当該変更があった事項を市長に届け出なければならない。

（情報開示）

第14条　管理組合の管理者等及びマンション分譲事業者は、前２条の規定による届出の際に、規則で定める事項について、市長により公衆の閲覧に供すること（以下「開示」という。）に対する意思を申告するものとする。

２　市長は、前項の規定により開示の申告があったときは、規則で定めるところにより、申告があったマンションの管理に係る情報を開示するものとする。ただし、届出内容について市長が著しく不適当であると認めるときは、この限りでない。

（助言、指導及び勧告）

第15条　市長は、管理組合の管理者等又はマンション分譲事業者が、第12条及び第13条の規定による届出を怠ったと認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて届け出るべきことを指導し、又は勧告することができる。

２　前項に規定するもののほか、市長は、マンションの管理の適正化を図るため必要があると認めるときは、管理組合の管理者等又はマンション分譲事業者に対し、当該管理者等又はマンション分譲事業者が講ずべき措置について必要な助言、指導及び勧告をすることができる。

（公表）

第16条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の

対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

（立入調査等）

第17条　市長は、第15条の規定の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、第12条の規定による届出に係る事項に関し報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は本市の職員に当該要届出マンション、管理組合の事務所その他管理組合の運営に関係のある場所に立ち入り、当該届出に係る事項に関し質問させ、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。ただし、人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第４章　雑則

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第３章及び次項の規定は、同年７月１日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　一部施行日に現に管理組合の管理者等である者は、規則で定めるところにより、第12条第１項に規定する届出を行わなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、一部施行日前に市長が定める届出を行った管理組合の管理者等は、第12条第１項の規定による届出を行ったものとみなす。

（マンション分譲事業者の届出に関する特例）

４　一部施行日前に要届出マンションの分譲をしようとするマンション分譲事業者のうち規則で定める者は、第13条第１項に規定する届出を行わなければならない。

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第18号

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成５年４月条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公費の支払） 第10条　本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金	（公費の支払） 第10条　本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金

額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第１項第５号の規定に基づき頒布することができる枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第８条後段において準用する第３条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が５万枚以下である場合　８円38銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が５万枚を超える場合　41万9,000円と５円62銭にその５万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（１銭未満の端数がある場合には、その端数は、

額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第１項第５号の規定に基づき頒布することができる枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第８条後段において準用する第３条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が５万枚以下である場合　７円73銭

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が５万枚を超える場合　38万6,500円と５円18銭にその５万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（１銭未満の端数がある場合には、その端数は、

１銭とする。） （公費の支払） 第14条　本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に２を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第12条後段において準用する第３条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	１銭とする。） （公費の支払） 第14条　本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（市長の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に２を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第12条後段において準用する第３条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合　586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。次号において同じ。）	(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合　541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。次号において同じ。）
(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合　30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合　28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の神戸市議会議員又は神戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。